

仕 様 書

この仕様書は、令和6年度狩川（大峯）県営林素材（その2）を、山形県が買受人に売却するにあたり必要な事項を定める。

1 用語の定義

この仕様書において、A材とは、主として製材に用いられる材で、割れ、腐れ、空洞がなく、曲がりのないものをいう。B材とは、主として合板・ラミナに用いられる材で、割れ、空洞がなく、曲がりの割合（末口径に対する内曲面の最大矢高の割合）が概ね 20% 以下のものをいう。C材とは、主としてチップ、燃料に用いられる材をいう。

2 契約の内容

令和6年度狩川（大峯）県営林搬出間伐等業務委託により搬出された素材を有償にて売却する。

3 素材数量

スギA材	628 本	125.940 m ³	(材長 4m、末口径 20 cm以上)
スギA材	686 本	75.032 m ³	(材長 4m、末口径 14~18 cm)
スギB材	1,615 本	144.546 m ³	(材長 2m、末口径 18~34 cm)
スギC材	— 本	265.595 m ³	(不定尺)
		<u>計 611.113 m³</u>	

4 搬出期限

令和7年5月30日

5 素材の引渡場所

現地はい積み個所（別添位置図参照）による。

6 素材の材積計算

A材及びB材については末口二乗法により材積計算を行っている。

C材については、層積を基に換算率等を用いた材積を求めている。層積の算出は、はい積みの片側面積×材長とするが、はい積みの両側の面積が著しく異なると判断された場合には、上式のはい積みの片側面積に替えて、両側の面積の合計を2で除した値を用いる（別添の図「層積の測定方法」を参考）。実材積は、層積に実積係数（0.55）を乗じて算出し確定する。実材積及び層積は、小数第4位を四捨五入3位止めとする。

7 引渡方法

- (1) 売主は、はい積みの状態で素材を買受人に引き渡すものとする。
- (2) 売主は、9（2）による売却金額の納入後に引渡しを行う。
- (3) 買受人は、県から素材の引渡しを受けたときは受領書を提出し、素材の搬出を行う。
なお、車両への積み込みは買受人が行う。

(4) 買受人は、搬出後は、現地において売主に搬出完了確認を求めること。

8 用地等の使用

- (1) 買受人は、処分事業に必要な第三者の土地等を使用する際は、土地所有者との間に必要な手続きをとり、その内容を遵守し、土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (2) 買受人は、処分事業にあたり買受人の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。
- (3) 買受人は、前項に規定する届出等の実施にあたっては、その内容を記載した文書により事前に売主に報告しなければならない。
- (4) 買受人は、諸手続きにかかる許可、承諾等を得たときは、その写しを売主に提示しなければならない。なお、売主から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。
- (5) 素材の搬出にあたっては、一般車両の通行に支障をきたさぬよう、作業看板等を設置し、安全管理に十分注意を払うこと。

9 素材の売却代金の納入方法

- (1) 素材の売却金額は、売却対象の素材の金額の合計額とする。
- (2) 売却代金については、県が発行する納入通知書により、納期限までに納入するものとする。